

加美町の補助金見直し方針

加 美 町

令和3年3月

目 次

- 1 はじめに
 - 2 現状と課題
 - 3 適用対象となる補助金
 - 4 補助金の基本的な考え方
 - 5 補助金の見直し事項
 - (1) 事業費補助の原則
 - (2) 補助対象経費の範囲
 - (3) 補助率等の設定
 - (4) 繰越金と補助金額の整理
 - (5) 終期の設定（サンセット方式）
 - (6) 補助交付要綱等の整備
 - (7) 団体等の事務局の取扱い
 - (8) 少額補助金（10万円以下）の見直し
 - (9) 事業費に占める補助金割合10%未満の補助金の見直し
 - (10) 事業費の全額を補助金で賄われている場合の見直し
 - 6 検証制度の確立
 - 7 透明性の確保
 - 8 その他
- [別添資料]
- 資料1 補助金交付要綱（例）
 - 資料2 補助金点検評価シート

1 はじめに

本方針は、加美町行財政改革取組方針に基づき、重点的取組事項「補助金の見直し」に取り組み、補助金の適正化を図るために策定するものです。

本方針の策定にあたっては、加美町補助金交付審査会から提出のありました「加美町の補助金のあり方に関する提言書」に基づき、今後の厳しい財政状況を踏まえ、限られた財源の「選択と集中」を図るなかで、補助金の公益性、行政負担のあり方、事業の効果検証など、補助金の適正化を進めるための統一的な基準を明確にし、全町的なガイドラインとして補助金制度の見直しを行うものです。

2 現状と課題

補助金は、様々な分野における行政目的を効果的に実現する有効な手段として、本町のまちづくりに一定の成果を上げてきました。

しかし一方では、補助対象経費や交付額の算定根拠が不明確なもの、長年の継続した交付による長期化・固定化しているものなどが見受けられます。

今後の厳しい財政状況のなかで、補助金の交付に当たっては、「なぜ必要なのか」「どのような効果をあげているのか」等に着目し、統一的な基準をもって効果検証を行い、有効に活用していく必要があります。特に、その財源の多くは町民の貴重な税金であることを改めて認識し、町民の理解を得られるものとしなければなりません。

(1) 補助対象経費や交付額の算定根拠が不明確

多くの補助金に要綱等が整備されておらず、具体的な交付目的や交付額の算定根拠、補助対象経費が不明確であり、公平性や透明性等に欠けることにつながっています。

(2) 補助の長期化・固定化

一度予算化されると、当初の目的が達成されたと判断できる場合や、社会情勢の変化により町民のニーズが低いと判断できる場合でも見直されることなく、一定額の補助が長期化・固定化している傾向にあります。

(3) 交付団体の自立の障害

補助金の交付先団体では、自主財源を確保し運営する姿勢が希薄になっていたり、町が会計等の事務局機能を担っていることで、団体の自主性・自立性の障害につながっている状況にあります。

(4) 補助金交付の効果検証

多くの補助金に終期や具体的な目標値が設定されておらず、町側においても交付すること自体が目的化している現状が見られ、事業効果の評価・検証が不十分であるといえます。

3 適用対象となる補助金

本方針を適用する範囲については、政策的補助金（個人補助及び団体補助）とし、国・県の制度に基づく制度的補助金は除くものとします。

ただし、補助金交付要綱の整備については、全ての補助金に適用するものとします。

4 補助金の基本的な考え方

今後も補助金が、本町のまちづくりに有効かつ重要な機能を果たしていくためには、「公益性の確保」は勿論のこと、補助金が果たす役割や効果を、町と補助を受ける団体等の双方が共通認識のもと、適切に事業が遂行されていく必要があります。

(1) 補助金とは

補助金とは、特定の事業や活動の奨励や促進を図るために、町が公益上の必要があると認めた場合に、町が行う金銭的支援をいいます。

補助金の支出根拠は、地方自治法に定められており、その支出は公益上必要がある場合に限られます。

補助金とは
<p>▶ 地方自治法 （寄附又は補助） 第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。</p>

(2) 補助金交付における公益性の定義

補助金の交付においては、客観的にみて「公益性」があることが必要不可欠であり、本町として公益性の定義を明確にしておく必要があります。

補助金は、町の様々な行政分野における行政目的を効果的に実現するための有効な手段であることから、町民のニーズ等に貢献しているだけでなく、第二次加美町総合計画（加美町笑顔幸福プラン）に掲げる将来像「善意と資源とお金が循環する、人と自然に優しいまち」の実現に貢献するものでなくてはなりません。

このことから、本町の補助金等の交付における公益性の定義を以下のとおりとします。

公益性の定義
<ul style="list-style-type: none">▶ 広く町民のニーズ・利益に貢献している事業や活動であること▶ 総合計画に掲げられた目指す姿（将来像）に貢献しているものであること

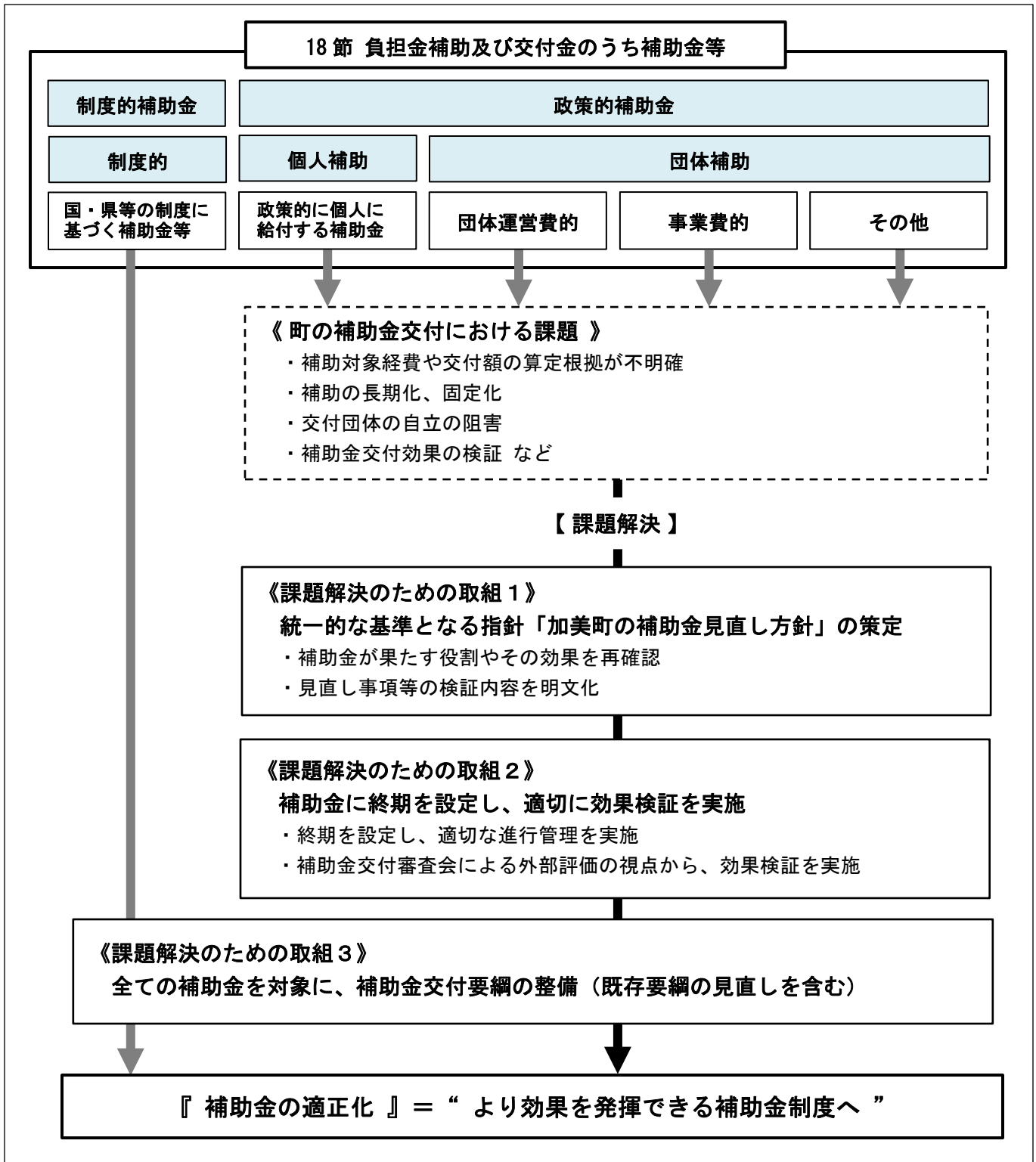
(3) 補助金の性質別分類

各補助金については、それぞれの支出の目的や性質が異なっていることから、交付の内容ごとに性質別に分類することで、性質別の交付基準の設定や効果検証が可能となることから、以下のとおり性質別に分類設定を行います。

■ 補助金の性質別分類表

分類1	分類2		内容
制度的補助金	制度的		国・県等の制度に基づく補助金等
政策的補助金	個人補助		町の施策を推進するため実施する事業として、支援・奨励するために個人に対して交付する補助金等
	団体補助	団体運営費的	公益性のある団体等の運営のために、必要な経費に対して交付する補助金等
		事業費的	団体等が実施する公益性のある事業を支援・奨励するために、必要な経費に対して交付する補助金等
		その他	上記のいずれにもあてはまらない補助金等

見直しによる補助金適正化のイメージ



5 補助金の見直し事項

(1) 事業費補助の原則

補助金は、公益上必要があると認めた事業の事業費に対し交付されるものであることから、団体等の運営全般を支援する団体運営費補助は、団体等の自主性・自立性の阻害につながる懸念があり、目的達成の効果等の成果検証が困難となる場合があります。

このことから、原則、団体運営補助の創設は行わないこととし、既存の団体運営費補助についても、補助目的等を明確にし、極めて公益性・公共性が高く町の主要な施策を行うために、全町的な組織や活動を要する団体等を除き、事業費補助への切り替えを進めます。

見直し内容 ①

- (1) 団体運営補助を原則廃止し、全ての補助金を事業費補助へ切り替える。
- (2) 団体運営費補助を必要とする団体については、自主財源の確保を前提とし、真に必要な経費を算出し、適正な補助額となるよう努めること。

(2) 補助対象経費の範囲

団体補助については、補助対象経費と補助対象外経費の範囲を明確に区分し、交付先の団体等が、経費区分に応じ適切に会計管理を行えるよう、補助対象経費分類表に基づき適切に運用することとします。

見直し内容 ②

- (1) 経費区分を団体運営費補助金、事業費補助金の区分に応じて設定
- (2) 経費区分をより具体化し、食糧費、旅費等の取扱いを厳格化

《 補助対象と認められない主な経費 》

① 食糧費

- ・ お祭り、イベント等をはじめ、補助交付先の構成員に対する「食糧費」は認められない。
- ・ 会議等のお茶代や研修講師の食事代以外の「食糧費」については、その必要性を十分に検討し、社会通念上妥当であると判断される場合のみ対象とする。

② 旅費

- ・ 慰安・親睦を目的とする旅行に係る旅費は認められない。
- ・ 旅行目的が研修又は視察（宿泊含む）等であっても、補助目的の達成及び効果と照らし合わせ、その必要性があると判断される場合のみ対象とする。

(3) 各団体の会計科目での整理ではなく、以下の補助対象経費分類表に当てはめ、補助対象経費を確実に整理

《 見直し後のイメージ 》

団体の会計科目「研修費」で計上されることで、対象経費の内訳が見えない部分があったが、経費区分が具体化されることで、適切に対象経費を把握することが可能

現行		対象経費	⇒	見直し後		対象経費	経費内容
研修費	100,000	○		報償費	20,000	○	研修会の講師謝礼
				飲食費	80,000	×	会員の食事代

■ 補助対象経費分類表

経費	団体運営費補助金	事業費補助金	備考
人件費	△	△	
使用料・賃借料	○	△	
光熱水費・燃料費	○	△	
印刷費	○	△	
消耗品費・材料費	○	△	
広告料	△	△	
交際費	×	×	
慶弔費	×	×	
食糧費	×	×	▶ 会議等のお茶代、研修講師の食事代の場合は、対象とする。 ▶ 昼食代や飲酒を伴う食事代など、自己負担を伴う場合であっても対象外とする。
賄材料費	△	△	
原材料費	△	○	
報償費	△	○	
旅費	△	△	▶ 慰労的な視察研修は対象外とする。宿泊を伴う研修についても、その必要性があると判断される場合のみ対象とする。

保険掛金	○	○	
負担金及び助成金 (関係団体迂回助成)	△	×	
積立金	△	×	▶ 活動目的に沿った使途予定範囲に限り対象とする。
出資金	×	×	
貸付金	×	×	
租税公課	△	△	▶ 町税分は対象外とする。
事務用備品等購入費	△	△	▶ 団体運営費補助金の場合にあっては、団体の運営及び活動目的に沿った使途範囲に限り対象とする。
上記以外の備品、財産取得費	×	△	
備品、施設等修繕補修費	△	△	団体運営費補助金の場合にあっては、団体の運営及び活動目的に沿った使途範囲に限り対象とする。
寄附金	×	×	
上記以外の経費	△	△	

(表中の印について)

- 対象とできるもの
- △ 事業内容によって対象とできるもの
- × 原則として対象とできないもの

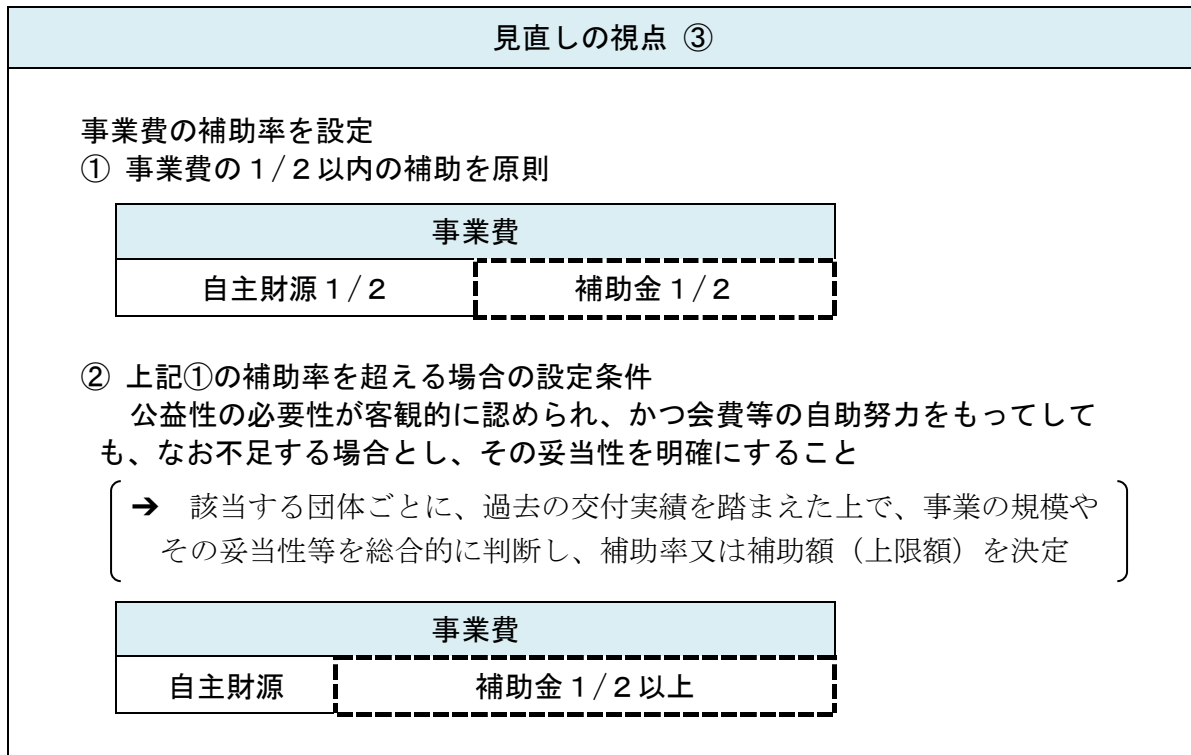
注) 補助対象とする経費(○印・△印)であっても、次に係るものについては除外することとします。

- ・ 政治的活動に係る経費
- ・ 宗教的活動に係る経費
- ・ 争議的行為に係る経費
- ・ 公序良俗に反する活動に係る経費
- ・ その他社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費

(3) 補助率等の設定

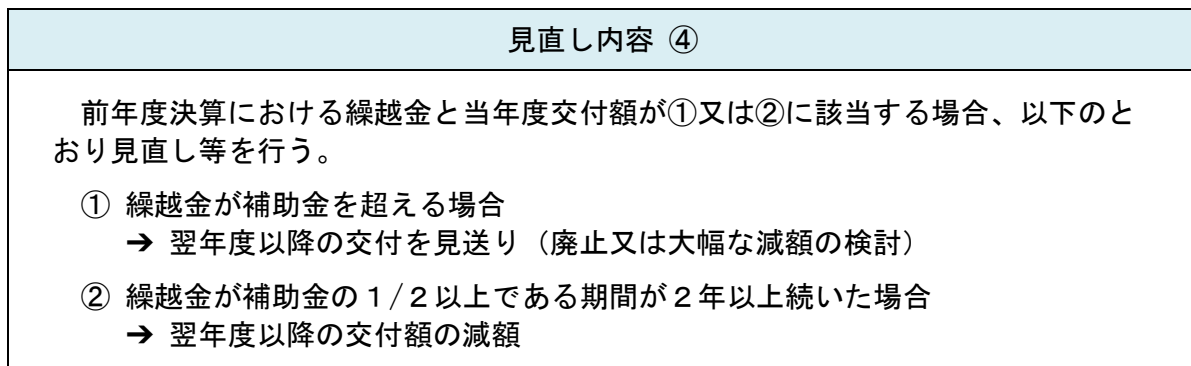
補助率等の設定については、補助を受ける交付団体等と町との役割分担や負担割合、事業の成果や進捗状況、補助を受ける団体等の財政状況等を勘案するなかで、適切かつ妥当な補助率又は補助額(上限額)を設定します。

補助率は、団体等の実施する事業（活動）を支援するという観点からも、国の地方向け補助金の状況等を鑑み、原則として事業費の2分の1以内とし、補助の適正化を進めます。



(4) 繰越金と補助金額の整理

補助交付額を超える繰越金が発生している場合など、多額の繰越金を生じている場合は、補助の必要性及び金額の妥当性を検証した上で、補助金の「廃止」又は「減額」を検討する。

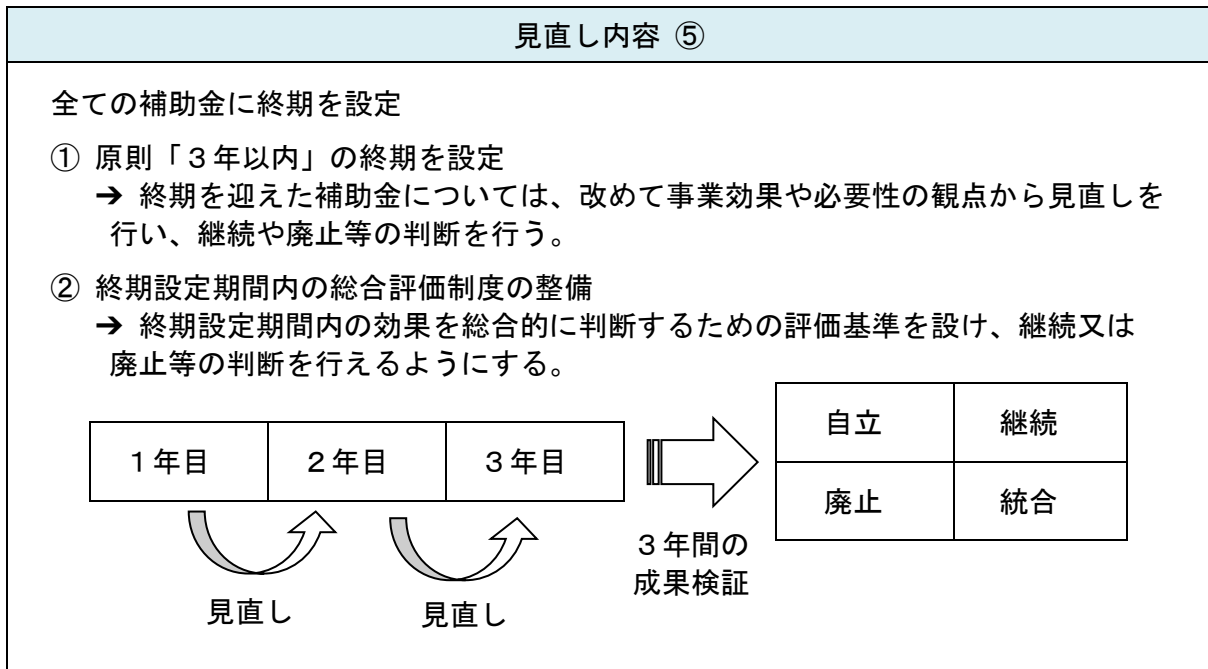


(5) 終期の設定（サンセット方式）

多くの補助金が終期設定されておらず、補助金の長期化や固定化につながっています。

事業の実施により想定していた効果や、補助金額に見合った効果が得られたかを客観的に評価し見直すため、終期を設定します。

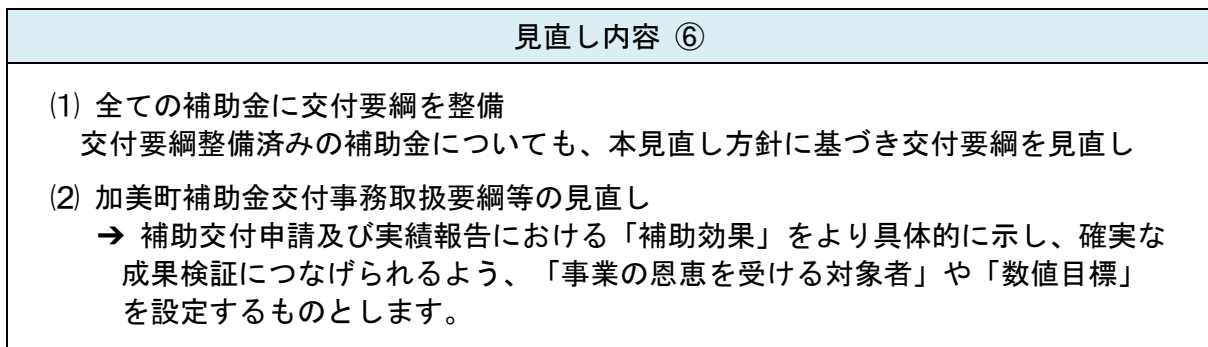
また、単年度の評価に加えて、事業の設定期間内の成果検証を行い、事業そのものの継続や廃止等の判断が適切に行えるよう、新たな仕組みを構築します。



(6) 補助金交付要綱等の整備

多くの補助金に要綱等が整備されていないことから、社会情勢の変化等に応じた、十分な効果検証がなされていないおそれがあります。

補助金は、行政目的を効果的に実現するための有効な手段として交付されるものであることから、以下の見直しの視点を踏まえ、すべての補助金等について交付要綱等を整備します。



(7) 団体等の事務局の取扱い

町が団体等の運営全般を支援することは、団体等の自主性・自立性の阻害につながり、依存体質になりやすい環境をつくりだしている側面があります。

団体運営費補助と同様に、組織力や運営基盤が脆弱な初期段階における支援措置に限るものとし、一定期間を経て、団体側へ事務局機能を移行します。

現在、町が会計等の事務局機能を担っている場合は、速やかに団体側と協議を行い、団体側への事務局移行を進めます。

見直し内容 ⑦

団体への事務局機能の移行

→ 町が会計等の事務局機能を担っている場合、公金管理の観点からも、交付先の団体へ事務局機能を移行する。

移行後は、町は指導的役割を担いながら、支援体制を充実させる。

(8) 少額補助金（10万円以下）の見直し

少額補助は、事業に対する補助金の効果が見えにくいものや、補助金がなくても自主的な運営が可能と判断できるケースが見られることから、以下の見直し内容を踏まえ、補助を原則廃止し、自主運営への切り替えを進めます。

ただし、全町域で組織する行政区単位の団体への補助など、補助の必要性・有効性などから効果の高い少額補助金も存在するため、個々に補助交付の可否を判断することとします。

見直し内容 ⑧

10万円以下の少額補助については、原則廃止

→ 事業実施にあたっては、自主財源での運営を前提

(9) 事業費に占める補助金割合10%未満の補助金の見直し

事業費に占める補助金割合が10%未満の場合、事業費の大半を自主財源等で賄っていることになり、事業内容の見直し等により自主財源での事業実施が可能と考えられます。

このことから、補助金割合が10%未満の場合は、原則廃止とします。

見直し内容 ⑨

事業費に占める補助金割合10%未満の補助金は、原則廃止

→ 事業実施にあたっては、自主財源での運営を前提

(10) 事業費の全額を補助金で賄われている場合の見直し

補助金は、町の施策に合致する団体が実施する事業に対し交付されるものであるが、事業費が全額補助で賄われているものについては、支出科目を含めた事業執行のあり方を見直すことが必要となります。

このことから、事業の費用対効果や継続性を含め、事業実施の手法について再検討を行います。

見直し内容 ⑩
町の直接執行や委託などの方法への転換を検討 → 事業実施主体と予算科目の整合性について整理すること

6 検証制度の確立

本方針の策定後、すべての補助金について方針に基づいた見直しを行い、企画財政課において取組状況の検証を行います。

(1) 行政評価制度等による評価の実施

行政評価や予算査定など既存の経営手法の効果的な活用を図りながら、定期的な検証を実施します。

(2) 外部評価の導入

事業の透明性を確保し、町民への説明責任を果たしていく観点から、内部評価に加えて、必要に応じ外部の視点による評価や意見をいただく「加美町補助金交付審査会」を設置し、不断の見直しを進めていきます。

7 透明性の確保

補助金の適正化を進めるにあたっては、費用対効果が低くなったものや役割が薄れたものを適宜見直す一方で、新たに必要性が生じたものは柔軟に取り入れるなど、町民の福祉の向上を図るための補助金制度として、その役割を明確にしておかなければなりません。

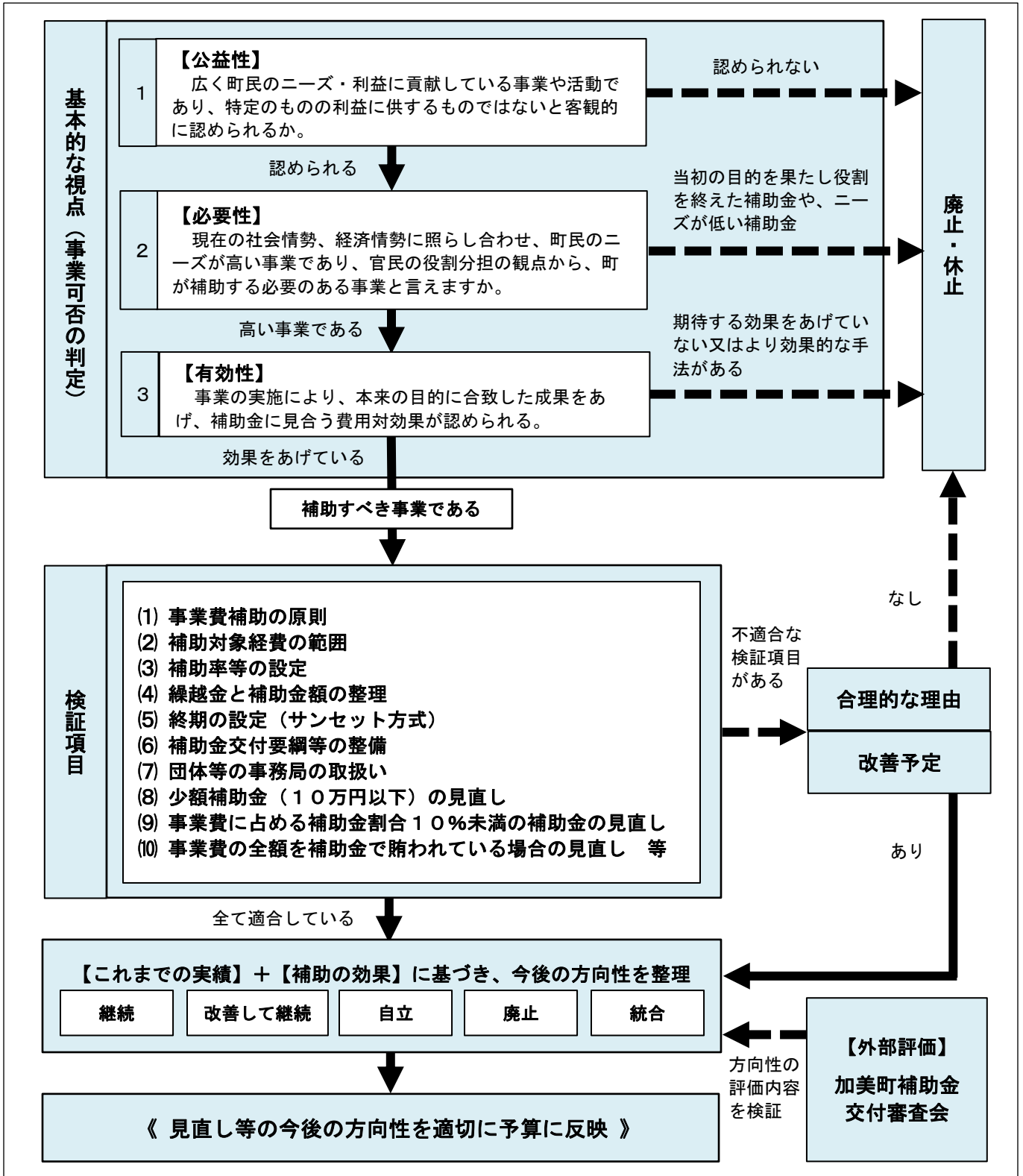
そのために、どのような補助金があり、どのような団体に交付され、どのような効果があったのか等について、町民にとってわかりやすい開かれた補助金制度とする必要があります。

このことから、町は見直し状況等について、適宜公表するなど町民への情報公開に努めます。

8 その他

本見直し方針は、策定時における補助金の現状、財政状況、加美町行財政改革取組方針、その他社会情勢等に沿って補助金の在り方を定めたものであり、今後の状況・社会情勢の変化に応じ、本見直し方針も随時検証されるべきであり、必要に応じて修正を行っていくこととします。

補助金の見直しフロー図



[別添資料]

■ 資料 1 補助金交付要綱（例）

【例 1 事業費補助金の場合】

加美町後継者交流事業補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、町内後継者等の結婚を推進するため、結婚活動支援事業を行う団体等（以下「団体等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、加美町補助金交付事務取扱要領（平成15年加美町告示第 5 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の交付対象）

第 2 条 町は、次条に掲げる事業を行う団体等に対し補助金を交付する。

（補助の対象事業）

第 3 条 補助の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 結婚活動支援事業

（補助の対象経費）

第 4 条 補助の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費で、別表に定めるものとする。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の額の 2 分の 1 以内の額とする。

【例 1】 1 件当たり補助単価設定の場合

補助金の額は、1 件（回、事業、名 等）当たり●●●●円とする。

【例 2】 補助率及び上限額設定の場合

補助金の額は、補助対象経費の額の●分の●以内の額とし、●●万円を上限とする。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和 7 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

別表（第 4 条関係）

補助対象経費
報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、原材料費、保険掛金

補助対象経費については、上記第 4 条別表に掲げるもののほか、事業実施にあたり必要な経費があれば、補助対象経費分類表を参照いただき、適宜追加、削除を行ってください。

【例2 団体運営経費の一部を含む事業費補助金の場合】

→ 団体運営経費の補助は、会費等の自助努力をもってしても、なお不足する場合に限る。

加美町統計事業補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、統計思想の普及を図るため、啓発事業を行う団体等（以下「団体等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、加美町補助金交付事務取扱要領（平成15年加美町告示第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の交付対象）

第2条 町は、次条に掲げる事業を行う団体等に対し補助金を交付する。

（補助の対象事業）

第3条 補助の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 統計普及啓発事業

(2) 団体運営事業

（補助の対象経費）

第4条 補助の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費で、別表に定めるものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額の2分の1以内の額とする。ただし、第3条第2号に規定する事業に対する補助金の額は、町長が必要と認めた額とする。

【例1】1件当たり補助単価設定の場合

補助金の額は、1件（回、事業、名等）当たり●●●●円とする。

【例2】補助率及び上限額設定の場合

補助金の額は、補助対象経費の額の●分の●以内の額とし、●●万円を上限とする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費
統計普及啓発事業	報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、原材料費、保険掛金
団体運営事業	負担金

補助対象経費については、上記第4条別表に掲げるもののほか、事業実施にあたり必要な経費があれば、補助対象経費分類表を参照いただき、適宜追加、削除を行ってください。

資料2 補助金評価点検シート

評価実施年度	補助金点検評価シート	No.
令和 年度		

1 補助金(事務事業)の基本情報

補助金名						総合計画 での 位置づけ						
担当課												
補助の目的												
事業の対象者 (恩恵を受ける者)						交付先 (団体等 の概要)	区 分	団体	個人	※「個人」に該当する場合は、下記の入力不要		
事業期間	開始年度		終了年度				団体名称					
根拠規定等	有		無				代 表					
	上記法令による義務付け						有	無	所在地			
補助率			補助上限額		円		会 員 数					
補助金額 (令和 年度)			円	定額補助の場合の1件あたり単価			設置(活動)目的					
			円				設置根拠					
積算根拠	有		無				事務局	※町が事務局を担っている場合				
							有	無	会費の徴収	1人あたり		円/年
財 源 (%)	町	国	県				補助金の分類	政策的補助金(団体補助)				
						制度的補助金		団体運営費的	事業費的	その他		

2 決算状況(補助対象団体等の決算内容) → 団体補助に該当する場合のみ記入

【確認事項】 収入支出状況は、加美町補助金交付事務取扱要領に基づく補助申請書、実績報告書に記載の費目区分で整理すること。

(単位:円)

	年度	令和 年度			令和 年度			令和 年度		
		費目	決算額	補助対象 事業費	補助金 充当額	決算額	補助対象 事業費	補助金 充当額	予算額	補助対象 事業費
支出	人件費									
	事務費									
	事業費									
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	費目	決算額	補助対象 事業費	補助対象事業費 に占める割合	決算額	補助対象 事業費	補助対象事業費 に占める割合	予算額	補助対象 事業費	補助対象事業費 に占める割合
	町補助金									
	会費									
	繰越金									
	その他収入									
計	0	0		0	0		0	0		
再掲	費目	決算額	補助対象 事業費	補助対象事業費 に占める割合	決算額	補助対象 事業費	補助対象事業費 に占める割合	予算額	補助対象 事業費	補助対象事業費 に占める割合
	繰越金									

3 直近の評価結果及び見直し状況

評価対象年度	直近2年間の評価結果		直近の見直し状況
	令和 年度	令和 年度	
補助の効果			
達成状況			

4 補助金等のチェック

【確認事項】「公益性」「必要性」「有効性」の3つの項目から補助の適格性を判断し、「低い」または「やや低い」と評価した場合は原則廃止

① 基本的な視点	検証基準		評価	
	公益性	○広く町民のニーズ・利益に貢献している事業や活動であり、特定のものの利益に供するものではない。 ○総合計画に掲げられた目指す姿(将来像)に貢献している。		
	必要性	○現在の社会情勢、経済情勢に照らし合わせ、町民のニーズが高い事業である。 ○公共性や適切な官民の役割分担の観点から、町が補助する必要のある事業である。		
	有効性	○事業の実施により、本来の目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている。又は、期待された効果をあげる見込みがある。 ○補助金額に見合う費用対効果が認められる。		

検証区分	はい	→ 適合している
	いいえ	→ 不適合であるが、合理的な理由や改善予定がある
	—	→ 対象外

評価区分	高い	→ 継続
	やや高い	→ 継続または見直し
	やや低い	→ 廃止または見直し
	低い	→ 廃止

【確認事項】補助を実施する上で留意すべき14のチェックポイントより適合状況を判定。「いいえ」の場合は、理由等を記入のこと。

② 検証項目（見直し等のチェックポイント）	交付基準	状況	理由と今後の対応（「いいえ」の場合のみ記入）	
	1	○団体運営補助ではなく、補助目的に基づく事業費補助である。（団体の管理経費補助を行っていない。）		
	2	○交付要綱等が整備されている。		
	3	○3年以内の終期が設定されている。		
	4	○事業費の1/2以内の補助率または補助額が設定されている。		
	5	○事業の恩恵を受ける対象者が明確であり、適切な目標（可能な限り数値的な目標）が設定されている。		
	6	○補助対象経費の取扱いを含め、補助金としての支出が適正である。		
	7	○前年度決算における繰越金が補助金を超えていない。		
	8	○前年度及び前々年度繰越金が補助金の1/2以上である期間が2年以上続いていない。		
	9	○会計等の事務局機能を町が担っていない。		
	10	○交付された補助金を別の団体に再交付していない。		
	11	○10万円以下の少額補助ではない。（定額補助を除く。）		
	12	○事業費に占める補助金割合が10%未満ではない。		
	13	○事業費の全額が補助金で賄われてはいない。		
	14	○国・県補助を伴う事業については、上乗せ補助を行っていない。		

【確認事項】成果指標（目標値）に対する達成状況等を踏まえ、補助の効果を測定。

③ 補助の効果	十分効果を上げている	一定の効果を上げている	あまり効果が上がっていない	効果が上がっていない
	成果指標（目標値）	達成状況（実績値）		

5 今後の方向性

【確認事項】上記①～③の評価内容等から、今後の方向性を整理。「改善して継続」の場合は、改善内容と実施時期を記入のこと。

今後の方向性	事業継続	改善して継続	自立	廃止	統合
理由					改善等の実施時期

6 加美町補助金交付審査会の検証結果

検証結果（外部評価）	見直し等の方向性	見直し等の内容